

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

| | | |
|-----------|---|----------------------------------|
| 化学品の名称 | : | 2W/V% 硝酸銀溶液 |
| SDSコード | : | L1-11 |
| 供給者の会社名称 | : | |
| 林純薬工業株式会社 | | |
| 住所 | : | 大阪府大阪市中央区内平野町3丁目2番12号 |
| 電話番号 | : | 06-6910-7305 |
| E-mail | : | shiyaku_kikaku@hpc-j.co.jp |
| URL | : | https://direct.hpc-j.co.jp/ |
| 緊急連絡電話番号 | : | 06-6910-7305 |
| 推奨用途 | : | 試験研究用 |
| 使用上の制限 | : | 人体又は動物用の医薬品、食品、家庭用品、化粧品等には使用しない事 |

2. 危険有害性の要約

GHS分類

| | | | |
|------------------|-----------|-------------|----------|
| 物理的危険性 | 爆発物 | 分類できない | |
| | 可燃性ガス | 区分に該当しない | |
| | エアゾール | 分類できない | |
| | 酸化性ガス | 区分に該当しない | |
| | 高圧ガス | 区分に該当しない | |
| | 引火性液体 | 分類できない | |
| | 可燃性固体 | 区分に該当しない | |
| | 自己反応性化学品 | 分類できない | |
| | 自然発火性液体 | 分類できない | |
| | 自然発火性固体 | 区分に該当しない | |
| | 自己発熱性化学品 | 分類できない | |
| | 水反応可燃性化学品 | 分類できない | |
| | 酸化性液体 | 分類できない | |
| | 酸化性固体 | 区分に該当しない | |
| | 有機過氧化物 | 分類できない | |
| | 金属腐食性化学品 | 分類できない | |
| | 鈍性化爆発物 | 分類できない | |
| | 健康有害性 | 急性毒性(経口) | 区分に該当しない |
| | | 急性毒性(経皮) | 分類できない |
| | | 急性毒性(吸入:気体) | 区分に該当しない |
| 急性毒性(吸入:蒸気) | | 区分に該当しない | |
| 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) | | 分類できない | |
| 皮膚腐食性/刺激性 | | 区分2 | |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | | 区分2 | |
| 呼吸器感作性 | | 分類できない | |
| 皮膚感作性 | | 分類できない | |
| 生殖細胞変異原性 | | 分類できない | |
| 発がん性 | | 分類できない | |
| 生殖毒性 | | 分類できない | |

| | | |
|-------|------------------|-------------|
| 環境有害性 | 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | 区分に該当しない |
| | 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | 区分 2 (呼吸器系) |
| | 誤えん有害性 | 分類できない |
| | 水生環境有害性 短期(急性) | 区分 1 |
| | 水生環境有害性 長期(慢性) | 区分 1 |
| | オゾン層への有害性 | 分類できない |

絵表示
(GHS JP)



GHS07



GHS08



GHS09

注意喚起語 (GHS JP) : 警告
 危険有害性 (GHS JP) : 皮膚刺激 (H315)
 強い眼刺激 (H319)
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (呼吸器系) (H373)
 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性 (H410)

注意書き (GHS JP)

安全対策 : 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
 環境への放出を避けること。(P273)
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

応急措置 : 皮膚に付着した場合: 多量の水で洗うこと。(P302+P352)
 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用してい
 て容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)
 皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P332+P313)
 眼の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P337+P313)
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
 漏出物を回収すること。(P391)

廃棄 : 内容物/容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。
 (P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS RN |
|----------|----------|-------|----------|--------|-----------|
| | | | 化審法番号 | 安衛法番号 | |
| 硝酸銀 | 約 2% | AgNO3 | (1)-8 | 既存化学物質 | 7761-88-8 |
| 水 | 約 98% | H2O | - | - | 7732-18-5 |

上記濃度又は濃度範囲は、規格値ではありません。

上記濃度又は濃度範囲に記載の%は、個別表記があるものを除き、全て重量%となります。

4. 応急措置

応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 直ちに医師に診断/手当てを受けること。

皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
 多量の水と石鹼で優しく洗うこと。
 直ちに医師に診断/手当てを受けること。

- 眼に入った場合 : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に診断/手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。
直ちに医師に診断/手当てを受けること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、泡消火剤、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、砂
- 使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない。
- 爆発の危険 : 加熱により、容器が爆発するおそれがある。
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。
- 消火方法 : 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に消火する。
周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。
消火に使用した水が環境中に流出しないようにする。
消火後も大量の水を用いて容器を冷却する。
- 消火時の保護具 : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
関係者以外の立ち入りを禁止する。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な保護具を着用し、風下で作業行わない。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。
下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 浄化方法 : 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。
できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。
回収跡は多量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業する。
漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分にする。

- 安全取扱注意事項 : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗いうがいをする事。
作業所の十分な換気を確保する。
接触、吸入又は飲み込まないこと。

- 接触回避 : 長時間または反復の暴露を避ける。

保管

- 安全な保管条件 : 施錠して保管すること。
直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。

| | |
|-----------|--------------|
| 安全な容器包装材料 | : 遮光した気密容器。 |
| 技術的対策 | : 適用法令を遵守する。 |
| 保管温度 | : 冷暗所保管 |

8. ばく露防止及び保護措置

| ばく露限界値 | |
|-------------|--|
| 硝酸銀 | |
| 許容濃度(産衛学会) | 0.01mg/m ³ (Ag として) |
| 許容濃度(ACGIH) | TWA 0.01 mg/m ³ ,STEL - (as Ag) |

設備対策 : 取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

| | |
|------------|-------------------------------|
| 皮膚及び身体の保護具 | : 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、不浸透性長靴 |
| 眼の保護具 | : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) |
| 手の保護具 | : 不浸透性保護手袋 |
| 呼吸用保護具 | : 防毒マスク |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|------------------------|---------------------------------|
| 物理状態 | : 液体 |
| 外観 | : 液体 |
| 色 | : 無色透明 |
| 臭い | : 無臭 |
| pH | : 5.7 (25°C) |
| 融点 | : データなし |
| 凝固点 | : データなし |
| 沸点 | : データなし |
| 引火点 | : データなし |
| 自然発火点 | : データなし |
| 分解温度 | : データなし |
| 可燃性 | : データなし |
| 蒸気圧 | : データなし |
| 相対密度 | : データなし |
| 密度 | : 1.02 g/cm ³ (20°C) |
| 相対ガス密度 | : データなし |
| 溶解度 | : データなし |
| n-オクタノール/水分係数(Log Pow) | : データなし |
| 爆発限界 (vol %) | : データなし |
| 動粘性率 | : データなし |
| 粒子特性 | : データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 反応性 | : データなし |
| 化学的安定性 | : 通常の取扱い条件では安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | : 強還元剤、強塩基、アンモニア、マグネシウムと反応する。 |
| 避けるべき条件 | : 日光、熱。強還元剤、強塩基、アンモニア、マグネシウムとの接触。 |
| 混触危険物質 | : 強還元剤、強塩基、アンモニア、マグネシウム |
| 危険有害な分解生成物 | : 窒素酸化物、銀酸化物 |

11. 有害性情報

| 製品として | |
|------------------|---|
| 急性毒性(経口) | 区分に該当しない |
| 急性毒性(経皮) | 分類できない |
| 急性毒性(吸入) | 蒸気:区分に該当しない 気体:区分に該当しない 粉じん、ミスト:分類できない |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 区分 2 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分 2 |
| 呼吸器感作性 | 分類できない |
| 皮膚感作性 | 分類できない |
| 生殖細胞変異原性 | 分類できない |
| 発がん性 | 分類できない |
| 生殖毒性 | 分類できない |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 区分に該当しない |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | 区分 2 |
| 誤えん有害性 | 分類できない |
| 硝酸銀 | |
| 急性毒性(経口) | ラットのLD50 値として、1,170 mg/kg との報告 (IUCLID (2000)) との報告に基づき、区分 4 とした。 |
| 急性毒性(経皮) | データ不足のため分類できない。 |
| 急性毒性(吸入:気体) | GHS の定義における固体である。 |
| 急性毒性(吸入:蒸気) | GHS の定義における固体である。 |
| 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) | データ不足のため分類できない。 |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 本物質は皮膚に対して腐食性を引き起こすと記載がある (CICAD 44 (2003))。また、職業ばく露において本物質との接触による化学火傷が報告されている (ATSDR (1990))。以上の結果から区分 1 とした。また、本物質は EU DSD 分類で区分「C; R34」、EU CLP 分類で区分「Skin Corr. 1B H314」に分類されている。 |
| 眼に対する重篤な損傷性/刺激性 | 本物質は眼に対して重度の腐食性を引き起こすと記載がある (CICAD 44 (2003))。また、職業ばく露において眼との接触による化学火傷が報告されている (ATSDR (1990))。さらに、本物質は皮膚腐食性/刺激性について区分 1 に分類されている。以上の結果から区分 1 とした。また、本物質は EU DSD 分類で区分「C; R34」、EU CLP 分類で区分「Skin Corr. 1B H314」に分類されている。 |
| 呼吸器感作性 | データ不足のため分類できない。 |
| 皮膚感作性 | データ不足のため分類できない。 |
| 生殖細胞変異原性 | データ不足のため分類できない。 |
| 発がん性 | データ不足のため分類できない。 |
| 生殖毒性 | データ不足のため分類できない。なお、妊娠サルに子宮内投与した実験で膣出血、流産がみられたが、その後の再交配では正常な児を出産したとの報告がある (PATTY (6th, 2012)、ACGIH (7th, 2001)、ATSDR (1990))。通常のヒトへのばく露経路ではないことから分類に用いなかった。以上から、データ不足のため分類できないとした。なお、旧分類では精巣内への直接投与により精巣への影響(精細管壊死など)がみられたことを根拠として区分 2 に分類していた。しかし、この試験は通常のプロトコール、投与経路ではなく影響も十分記載されていないことから信頼性がないと IUCLID (2000) に記載されており、また、精巣への影響のみであり生殖への影響は不明であることから、区分 2 を分類できないに変更した。 |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 本物質は腐食性、気道刺激性がある (ATSDR (1990)、PATTY (6th, 2012))。ヒトにおいては、粉塵吸入ばく露により気道粘膜の刺激、経口的な急性中毒症状として、口内の灼熱感や痛み、流涎、嘔吐、腹痛、下痢、重度の胃腸炎、血圧低下、呼吸数減少、眩暈、痙攣、横隔膜筋麻痺、昏睡、中枢神経系障害、死亡が報告されている (HSDB (Access on September 2014))。実験動物のデータはない。以上より、中枢神経系への影響を示す記述はあるが、それは情報源 List 2 である HSDB のみでありその原著確認ができなかったことから中枢神経系は採用しなかった。また旧分類では、List 3 の情報源を用いて、実験動物でのメトヘモグロビン血症やチアノーゼから血液系への影響(区分 1 (血液系))を採用していたが、ヒト及び実験動物において、List 1 及び List 2 に血液系への影響を示す記述は認められなかったこと、旧分類の示す List 3 の情報源から原著確認 |

| 硝酸銀 | |
|-----------------|---|
| | ができなかったことから、血液系を採用しなかった。したがって、本物質は気道刺激性があると考えられ、区分 3 (気道刺激性) とした。 |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | 硝酸銀と酸化銀の製造工場で、銀の粉じんにより 1 年未満から 10 年以上ばく露された作業員 30 名中 25 名が上気道の刺激症状(くしゃみ、鼻水、鼻づまり、咽頭刺激痛)を、同 10 名が腹痛(激痛で制酸剤により軽減)を訴えたとの記述がある(ATSDR(1990)、ACGIH(7th, 2001))。このうち、腹痛は粉じんの一部を経口摂取した粘膜刺激の影響による可能性も考えられ、少数例の症状(全体の 1/3)で、下痢、嘔吐など、他の消化器症状の記載もなく、標的臓器の対象とすべきでないと考えられた。一方、実験動物ではラットに本物質 222 mg Ag/kg/day (349.6 mg/kg/day 相当)を 37 週間飲水投与した試験で、23 週以降に死亡率の増加がみられたが、眼の銀症以外に臓器毒性の記述はなく(ACGIH(7th, 2001))、また、ラットに 89 mg Ag/kg/day (140 mg/kg/day 相当)を 9 ヶ月間飲水投与した試験で、左心室の肥大がみられた(ATSDR(1990)、ACGIH(7th, 2001))との記述があるが、心血管系への影響はヒト及び他の動物試験で報告がなく、この結果は信頼性がないとされている(ATSDR(1990))。この他、実験動物で分類に利用可能なデータはない。以上より、区分 1 (呼吸器) とした。なお、旧分類は List 3 の情報源からのデータにより、「腎臓」、「心血管系」を標的臓器としたが、「心血管系」を削除した理由は上記の通り。腎臓については、腎臓への銀沈着により、腎機能に悪影響を及ぼす懸念が想定されるが、動物実験ではその証拠はなく、職業ばく露の知見でもヒトで銀へのばく露量と腎機能障害を関連づけるデータがなく、「腎臓」を標的臓器とする証拠は不十分であるとの記述(ATSDR(1990))も考慮し、標的臓器から「腎臓」を削除した。 |
| 誤えん有害性 | データ不足のため分類できない。 |

12. 環境影響情報

| 製品として | |
|----------------|---|
| 水生環境有害性 短期(急性) | 区分 1 |
| 水生環境有害性 長期(慢性) | 区分 1 |
| 残留性・分解性 | データなし |
| 生体蓄積性 | データなし |
| 土壌中の移動性 | データなし |
| オゾン層への有害性 | 分類できない |
| 硝酸銀 | |
| 水生環境有害性 短期(急性) | 甲殻類(オオミジンコ)による 48 時間 EC50=0.0014 mg/L (0.0009 mg Ag/L) (CICADs 44, 2002)であることから、区分 1 とした。 |
| 水生環境有害性 長期(慢性) | 慢性毒性データを用いた場合、無機化合物につき環境中の動態は不明であり、魚類(ニジマス)の 60 日間 LOEC = 0.00016 mg/L (CICADs 44, 2002)であることから、区分 1 とする。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、無機化合物につき環境中の動態は不明であり、甲殻類(オオミジンコ)の 48 時間 EC50=0.0014 mg/L (0.0009 mg Ag/L) (CICADs 44, 2002)であることから、区分 1 とする。以上の結果から、区分 1 とした。 |

13. 廃棄上の注意

- 化学品(残余廃棄物) : 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。
空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上輸送(IMDG)

- 国連番号(IMDG) : 3082
- 正式品名(IMDG) : ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.
- 容器等級(IMDG) : III
- 輸送危険物分類(IMDG) : 9

| | |
|---------------------|---------------|
| 危険物ラベル (IMDG) | : 9 |
| クラス(IMDG) | : 9 |
| 特別規定 (IMDG) | : 274、335、969 |
| 少量危険物(IMDG) | : 5 L |
| 微量危険物(IMDG) | : E1 |
| 包装要件(IMDG) | : LP01、P001 |
| 特別包装規定 (IMDG) | : PP1 |
| IBC 包装要件(IMDG) | : IBC03 |
| ポータブルタンク包装規定 (IMDG) | : T4 |
| 輸送特別規定-タンク(IMDG) | : TP2、TP29 |
| 積載区分 (IMDG) | : A |
| 緊急時応急措置指針番号 | : 171 |

航空輸送(IATA)

| | |
|-----------------------------|---|
| 国連番号 (IATA) | : 3082 |
| 正式品名 (IATA) | : Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s. |
| 容器等級 (IATA) | : III |
| 輸送危険物分類 (IATA) | : 9 |
| 危険物ラベル (IATA) | : 9 |
| クラス (IATA) | : 9 |
| PCA 微量危険物(IATA) | : E1 |
| 特別管制区(PCA)少量危険物(IATA) | : Y964 |
| 特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量(IATA) | : 30kgG |
| PCA 包装要件(IATA) | : 964 |
| 特別管制区(PCA)最大積載量(IATA) | : 450L |
| CAO 包装要件(IATA) | : 964 |
| 貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA) | : 450L |
| 特別規定(IATA) | : A97、A158、A197 |
| ERG コード (IATA) | : 9L |

海洋汚染物質 : 該当

国内規制

| | |
|-------------|--|
| 海上規制情報 | : 船舶安全法の規定に従う。 |
| 航空規制情報 | : 航空法の規定に従う。 |
| 緊急時応急措置指針番号 | : 171 |
| 特別な輸送上の注意 | : 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。 |

15. 適用法令

国内法令

| | |
|-----------------------|---|
| 労働安全衛生法 | : 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 銀及びその水溶性化合物(政令番号: 137) |
| 毒物及び劇物取締法 | : 非該当 |
| 水質汚濁防止法 | : 有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条) |
| 消防法 | : 非該当 |
| 大気汚染防止法 | : 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) |
| 外国為替及び外国貿易法 | : 輸出貿易管理令別表第1の16の項 |
| 船舶安全法 | : 有害性物質(危規則第2、3条危険物告示別表第1) |
| 航空法 | : その他の有害物質(施行規則第194条危険物告示別表第1) |
| 水道法 | : 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号) |
| 化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法) | : 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) 銀及びその水溶性化合物(管理番号: 82) 銀として(1.2%) |

16. その他の情報

参考文献

- : 17423 の化学商品(化学工業日報社)
- 国際化学物質安全性カード(ICSC)
- 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)
- ERG2020 版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)

その他の情報

- : この SDS は林純薬工業株式会社の著作物です。当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。当該物質の日本語による SDS と他国言語にて翻訳された SDS が存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。